

(南区) 北田中の一部・高井興野の一部・高井東一丁目  
 高井東二丁目の一部・高井東三丁目・根岸の一部  
 居宿の一部・大倉の一部・大倉新田の一部  
 山王の一部・山王新田の一部・七穂の一部  
 吉江の一部・吉田新田の一部



図面	振動規制法
①	第1種区域
②	
③	第2種区域
④	

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第730号)  
 ・承認を得て複製した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

出張所